



1. 明治時代における土地区画整理事業

土地区画整理事業は公共施設を整備・改善し、宅地の利用の増進を図るために行われますが、明治時代にはまだ事業制度は存在していませんでした。

その起源は耕地整理制度と言われており、明治時代には、耕地の整理を目的とした「耕地整理法」(明治32年(1899年)制定)を活用して宅地の整備も行われていたと考えられています。

香取郡多古町で明治36年(1903年)から行われた耕地整理の記録をみると(右図)、整理面積には宅地及び道路用地の面積が含まれています。

また、整理理由には道路の配置や幅員の不正、路面の構造による交通運搬の不便さなど、土地区画整理事業と共通する目的が含まれています。

道路の配置亦其の宜しきを得ざるのみならず之(こ)れが欠乏せると太さの不適当なる路面の構造宜しからざると真直くならざるとに因り交通運搬の不便(す)くならず

耕地整理発起の経過 本地区は東北栗山川を隔て、中村南中及日吉村篠本に接し南は栗山川支流と一線の道路とを以て東條村船越に境し正北と西南とは只一線の畦畔を以て多古町多古及水戸に連り中央五角形の岡丘には幾多の宅地あり周囲の耕地は即ち耕地整理の區域にして一般に西北に高く東南に低き傾斜を有し従来水戸船越の兩字に隣れる一帯の地は往々早害を被り栗山川及其の支流沿岸の地は常に水害を被り北都低濕の地は排水に苦み岡丘以南の地は稻灌水の便あるに過ぎず加ふるに田圃の形状大々共に一定するものなく極めて不規則にして畦畔の屈曲甚しく其の所有せる土地の如きは各所に散在し道路の配置亦其の宜しきを得ざるのみならず之(こ)れが欠乏せると太さの不適当なる路面の構造宜しからざると真直くならざるとに因り交通運搬の不便(す)くならず

種別	面積(坪)	面積(町)
耕地	九七、七〇〇	八四、八五五
宅地	一、三三三	一、七〇一
山林	九、三三三	一、七〇一
野原	九、三三三	一、七〇一
池田	九、三三三	一、七〇一
水路	九、三三三	一、七〇一
田圃	九、三三三	一、七〇一
その他	九、三三三	一、七〇一
合計	一三、四四三	一四、〇三三

領要	工事	経過の要事	費用
測量	測量	測量	測量
設計	設計	設計	設計
工事	工事	工事	工事
管理	管理	管理	管理
その他	その他	その他	その他
合計	合計	合計	合計

「耕地整理事例第2輯」 農商務省農務局,1907,p40

2. 千葉県における土地区画整理事業の始まり

大正8年(1919年)に旧都市計画法が制定され、はじめて土地区画整理事業が都市計画の手法として制度化されました。県内における土地区画整理事業の第1号は千葉市において昭和10年に実施されています。

太平洋戦争終結後、昭和20年12月30日に被害甚大であった都市に戦災復興事業を施行するとの閣議決定があり、県内では昭和21年6月27日に千葉都市計画事業復興土地区画整理事業と銚子都市計画事業復興土地区画整理事業が都市計画決定され(計約670ha)、耕地整理法を準用して実施されています。

千葉市は空襲で罹災戸数8,904戸の被害を受けています。下の写真は千葉市の戦災に伴う区画整理前後のものです。裁判所の門柱の姿などに被災の様子が偲べれます。



裁判所

裁判所前 (昭和25年頃)



裁判所

県庁

(昭和30年代後半～昭和40年代初期) 「千葉県土木史」市街地整備編より



現在の県庁周辺